

議案第 86 号

所沢市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について

所沢市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和元年 8月29日提出

所沢市長 藤 本 正 人

提案理由

所沢市パークゴルフ場への指定管理者制度の導入に伴い、所要の改正を行うため、本案を提案するものである。

所沢市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例

所沢市体育施設設置及び管理条例（昭和53年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第15条中「所沢市民武道館」の次に「及び所沢市パークゴルフ場」を加える。

第17条第1項中「別表1 体育施設(2) 所沢市民武道館」の次に「及び(7) 所沢市パークゴルフ場」を加える。

第18条中「の規定及び」を「及び(7) 所沢市パークゴルフ場の規定並びに」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 指定管理者の指定及び事前の利用の手続並びにこれらに関し必要なその他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。